

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グループ事業を統括する持株会社として、当社にかかわる全ての人々の「心の豊かさを実現する」という企業理念に基づき、当社を取り巻く全ての社会との間に良好な関係を築くことを目指して企業活動を行っております。当社グループが本理念を達成するには、持続的な成長を通じて、企業価値の安定的な増大を図ることが必要であり、これを実現可能とするためには、透明性の高い経営、適法かつ効果的で迅速な意思決定、又それが当社グループで実行されることを確実にするためのコーポレート・ガバナンス体制の構築が不可欠と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中島 成浩	1,668	14.78
中島 一成	1,598	14.16
辰己 真一	345	3.05
ミネルヴァHD役員持株会	245	2.17
有限会社スギ総合研究所	175	1.55
株式会社泉秀	175	1.55
藤高 俊則	90	0.79
中島 千波	80	0.70
株式会社カーメイト	80	0.70
中島 ミユキ	80	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
--	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は、期初に策定した監査計画に基づき、当社及びグループ会社の業務の監査を実施しております。又監査役は取締役会に意見を述べる他、経営会議等の重要な会議に出席し、法令違反、定款・規程違反や株主利益を侵害する事実の有無について、重点的に監査しております。
 ・内部監査部門として、業務執行部門とは独立した代表取締役直轄の内部監査室(1名)を設置しております。内部監査規程及び内部監査計画に基づいて、各部門、グループ会社の業務活動の有効性や効率性、諸規程の適正性を評価、財務報告内部統制に係るモニタリング等について、代表取締役への報告及び改善の提言を行っております。監査結果については、代表取締役に報告すると共に、監査役会に対しても定期的に内部監査の状況を報告しております。
 ・四半期決算及び期末決算における監査終了後、監査報告会を開催し、内部監査室、監査役及び会計監査人は互いに検討課題等について意見交換をする等連携を図ると共に、情報を共有し、監査の有効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大社 昂	他の会社の出身者				○				○	○
浅野 弘	他の会社の出身者				○				○	○
吉永 徳好	公認会計士				○	○			○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指
----	----	--------------	--

	役員	定した理由を含む)
大社 昂	○ 当社独立役員 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、当社100%出資子会社ジエネシス・イーシー株式会社の社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、大手電機メーカー(東証一部の企業)を定年退職した後、製造を主とする企業の代表取締役という重責を担った経験者であります。よって、会社経営により培われた豊富な知識と経験を有しており、又、業務執行を担う経営陣から独立した客観的立場から当社社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると考え、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。
浅野 弘	○ 当社独立役員 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、当社100%出資子会社ナチュラム・イーコマース株式会社の社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、大手家電メーカー(東証一部の企業)において、輸出・海外事業運営に従事(6年間のアメリカ現地法人勤務を含む)し、定年退職後、財団法人社会経済生産性本部認定経営コンサルタントとして会社経営指導の経験もあり、経営全般に関する幅広い知識を有しております。又、業務執行機関から独立した客観的立場として当社社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると考え、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。
吉永 徳好	○ 当社独立役員 当社と同氏との間には、特別な利害関係はありません。なお、同氏は、吉永公認会計士事務所及び有限会社吉永マネジメントサービス株式会社の代表者であり、且つ、株式会社アルファの社外監査役であります。	(社外監査役に選任した理由) 同氏は、公認会計士として、又会社経営者として培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、又、業務執行機関から独立した客観的立場として当社社外監査役としての職務を遂行していただけると判断し、同氏を当社社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと当社として判断し、独立役員の届出を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

平成15年10月30日開催の臨時株主総会、平成16年10月13日開催の臨時株主総会、平成18年1月23日開催の臨時株主総会において決議し、取締役、監査役、従業員及び取引先に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めること等を目的として、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、(社外監査役)、従業員
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

ストックオプションの付与対象者の区分及び人数、ストックオプションの数、権利行使期間等は、以下のとおりとなります。

(平成15年10月決議ストックオプション)
 ・付与対象者の区分及び人数 取締役4名、監査役1名、従業員38名、取引先1名
 ・ストックオプションの数 普通株式 663株
 ・権利行使期間 平成17年11月1日から平成25年10月31日まで

(平成16年10月決議ストックオプション)
 ・付与対象者の区分及び人数 取締役4名、監査役1名、従業員40名

・ストックオプションの数 普通株式 765株
・権利行使期間 平成18年11月1日から平成26年9月30日まで

(平成18年1月決議ストックオプション)
・付与対象者の区分及び人数 従業員38名
・ストックオプションの数 普通株式 122株
・権利行使期間 平成20年2月1日から平成27年12月31日まで

(その他注記事項)

全てのストックオプションについて、割当を受けた者(取引先を除く)は、権利行使時においても、当社又は当社の子会の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要します(但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合は除くものとする)。したがって、提出日の前月末現在においては、退職等を理由として、平成15年10月決議ストックオプションは236株、平成16年10月決議ストックオプションは134株、平成18年1月ストックオプションは47株が失権しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額及び限度額を事業報告、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、基本報酬で構成されており、会社業績を反映させて決定されております。

(役員報酬等の内容)

当社が平成23年1月期(平成22年2月1日より平成23年1月31日まで)において、取締役及び監査役に対して支払った役員報酬額は以下のとおりであります。

取締役8名 60,312千円
監査役4名 4,890千円(うち社外監査役4名 4,890千円)

注 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成22年4月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び平成22年4月28日付で退任した監査役1名が含まれているためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・担当セクション等は、特に設置してはおりませんが、月次決算、四半期決算、年度決算並びに重要事項の意思決定に先立ち、コンプライアンス・リスク管理及び財務報告に係る内部統制を所管する経営企画室が、随時、その内容等について詳細な説明を行い、社外監査役が監査のために必要とする情報が十分に伝わるよう努めております。
・監査役が必要に応じて業務補助のために使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役補助者を置くことができる体制をとっております。監査役補助者の人事、報酬、考課等については、監査役の同意を得ることを要し、取締役会からの独立性を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主総会、取締役のほか、法令及び定款上の機関として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しております。また、その他の重要な会議体、委員会として経営会議、内部統制委員会を設けております。

・取締役会

取締役会は、毎月定期的に開催され、経営に関する意思決定機関として、グループ全体の経営方針・経営戦略の立案と業務執行の監視・監督を行っております。取締役は、いずれも当社グループ業務に精通しており、取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ的確な経営判断を行っております。

・監査役及び監査役会

監査役会は、毎月定期的に開催され、監査実施状況や経営状況の情報共有を図っております。監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じて経営会議等の重要な会議にも出席し、公正に取締役の職務執行を監査しております。

・経営会議

経営会議は、当社及びグループ会社の取締役、各業務部門長、当社経営企画室責任者により構成され、原則として週1回開催しております。取締役会とは別に、グループ全体の意思決定の伝達及び子会社の業務執行状況のモニタリング、重要事項の事前協議・審議等を行い、業績の達成状況と業務執行の進捗を管理しております。

・内部統制委員会

当社内部統制委員会は、当社代表取締役が委員長を務め、当社グループの取締役で構成されており、3ヶ月に1回実施しております。さらに内部統制上のモニタリング強化及び機動的な活動を実現するため、リスクの内容により、法務部門を担当する経営企画室責任者を含め、当社グループ会社から選任された委員及び内部監査室メンバーで構成するコンプライアンス・リスク管理委員会及び、情報インフラ部門を担当するシステム部責任者を含め、当社グループ会社から選任された委員及び内部監査室メンバーで構成される情報セキュリティ委員会の2つの下部委員会を設けており、それらの活動内容に関しては、3ヶ月に1度、内部統制委員会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の業務につき高い知識と経験を有する取締役が一丸となって経営にあたることで、経営の適正と効率性を高めるために効果的との考えにより、社外取締役を選任してはおりませんが、常勤監査役を含めた社外監査役3名の選任により監査機能の客観性、中立性が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ホームページ上に招集通知及び決議通知を掲載し、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP上に掲載しております。 <ディスクロージャーポリシー> http://minerva-hd.com/ir/disclosure/	
IR資料のホームページ掲載	TDnetによる開示に加え、同内容を当社のホームページ上に公開し、継続的にIRに関する各情報の充実を図り、また、内容の更新頻度も充実させ、積極的に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室責任者がIRを担当しており、取締役副社長CFO及び取締役管理本部長が統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に記載の内容を実現可能とするため、「企業行動憲章」及び「社員行動規範」を策定し、全ての役員及び従業員に周知徹底を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(基本方針)

当社及びグループ会社は信用創造企業としての社会的使命を果たすために、信義則を大切にするとともに、信念をもって企業価値の増大に努めます。また、日々、コーポレートアイデンティティ(CI)の改善と発展に注力しております。かかる方針のもと、企業価値の最大化のために、当社及びグループ会社の価値、信用等に関する情報を公明、正大に開示することが重要であり、株式会社としての使命を常に自覚する中、株主の皆様とともに成長いたします。そのためには、内部統制システム構築並びにコンプライアンスの更なる強化が不可欠と考え、基本方針を定めております。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の法令及び定款の遵守体制を整備し、全役職員に徹底するため、「企業行動憲章」、「社員行動規範」等の関連規程を制定し、その浸透と徹底を図る。

- ・当社グループのコンプライアンスに関する統括組織として内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、当社代表取締役が務める委員長と、当社グループから選任された委員で構成し、コンプライアンス活動全般を統括する。
- ・内部統制委員会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を置く。コンプライアンス・リスク管理委員会は、内部統制委員会により当社グループの関連部門から選任された委員で構成し、コンプライアンス状況のモニタリング活動を行い、内部統制委員会に定期的に報告すると共に、内部統制委員会から求められる諮問に応え、答申する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体への対応に関する基本方針を定め、弁護士や警察等とも連携し、取引その他一切を拒否し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ・当社及び子会社または役職員に、法令または社内ルール違反が生じた場合の通報ルートを「内部通報運用マニュアル」として定め、これを適切に運営する。
- ・財務報告に係る内部統制について、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法等への適合性を確保し、十分な体制を整備し運用する。
- ・ネットワーク、セキュリティ及びIT統制を統括する組織として、内部統制委員会の下に情報セキュリティ委員会を設置する。当社代表取締役が務める委員長と、システム専門の役職者等から選任された委員で構成し、当社グループにおけるITへの対応全般を統括する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「職務権限規程」、「取締役会規程」、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの総合的なリスク管理を推進するため、内部統制委員会にて、リスク管理活動全般を統括する。
- ・リスク情報を速やかに収集しこれに対処するため、コンプライアンス・リスク管理委員会がモニタリング活動を行う。企業価値を毀損しかねない事態の発生、又は発生する恐れが生じた場合には内部統制委員会が迅速に対応を検討し、取締役会の指示に基づき、対応する。
- ・「個人情報保護方針」「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」等の情報管理に関する規程により機密情報管理の体制を構築し、その浸透と徹底を図る。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「取締役会規程」に基づき、月一回定期開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ・取締役会に付議される内容については、取締役の業務執行が効率的に実施されるよう、当社及び当社子会社取締役出席のもと開催される経営会議にて、事前に十分に議論と審議を経る。
- ・取締役会で決議された事項については、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に則り、役職員により遅滞なく実行する。

(5)親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社取締役会はグループ全体の意思決定機関として、グループ方針・戦略を策定・周知し、経営指導を行う。当社取締役は、子会社取締役の業務執行のモニタリング活動のため、当社取締役会及び経営会議において定期的に報告を受ける。
- ・子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項については、「関係会社管理規程」により当社取締役会の事前承認事項とし、子会社の法令遵守状況及び、リスクマネージメントに関する管理・対応は、内部統制委員会にて行う。
- ・内部監査室は、親会社及び子会社の内部監査を実施し、実施結果は代表取締役及び監査役に報告し、必要と認められた場合は改善策の指導と助言を行う。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と独立に関する事項

- ・監査役が必要に応じて業務補助のために、使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役補助者を置く。
- ・監査役補助者の人事、報酬、考課等については監査役の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び、不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合、速やかに監査役に対し報告する。
- ・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席及び、取締役及び重要な使用人からヒアリングができ、議事録、稟議書等についても、何時でも閲覧することができる。
- ・役職員は、その業務執行について監査役から諮問を求められたときは、速やかに答申する。

(8)監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を図り、適切に監査を実行する。
- ・監査役は、当社及び当社グループ会社代表取締役と必要に応じて会合を持ち、代表取締役の業務方針を確かめると共に会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査環境整備の状況、監査上の重要事項について意見を交換する。
- ・監査役は、子会社に対し報告を求め、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施する。
- ・監査役は、顧問弁護士、顧問税理士等の外部の専門家と連携を図り、監査業務に関する幅広い助言を受け監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力等への取り組みとしてはグループ企業倫理規範を定め、反社会的勢力との関係断絶を次のとおり規定し、役職員に周知徹底を図っております。

- (1)違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
- (2)反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、利益供与は行いません。
- (3)反社会的勢力に対する情報を社内でも共有し、報告・対応に関する体制を整備します。
- (4)反社会的勢力または関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

当社は、反社会的勢力による不当要求への対応マニュアルを策定した上、社内研修等を実施し、継続的に反社会的勢力への関係遮断の取組みについて適切な体制を築くとともに、適正な人事配置を行います。また、実際に不当な要求があった場合には、社内で情報を一元管理し、顧問弁護士や大阪府暴力追放推進センターに相談するとともに、必要に応じて所轄警察署等と連絡を密にとり、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んで参ります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

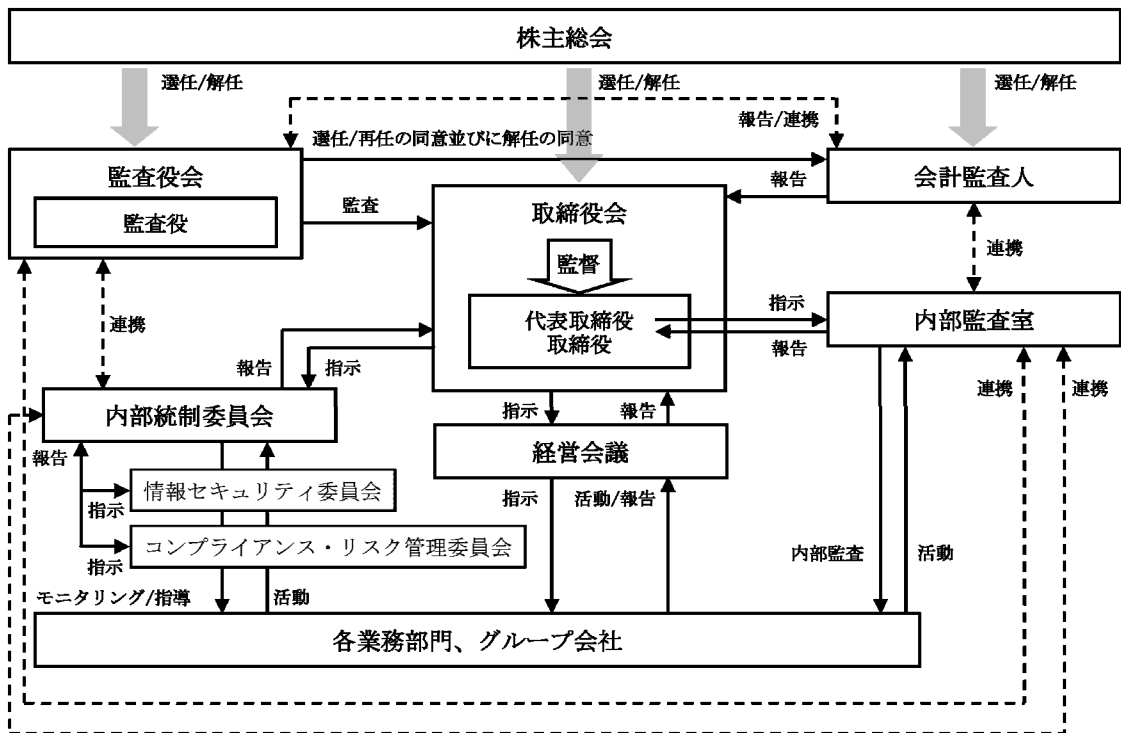
なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

内部統制システム構築の基本方針に係る取締役会決議等を踏まえて、リスクマネジメントの充実などに取り組んでまいります。



当社の適時開示体制の概要は、以下のとおりです。

